

「深谷台小学校・俣野小学校」通学区域と 学校規模の適正化検討委員会ニュース

発行日：平成 28 年 3 月 11 日

発行：検討委員会事務局

第 8 回検討委員会 開催

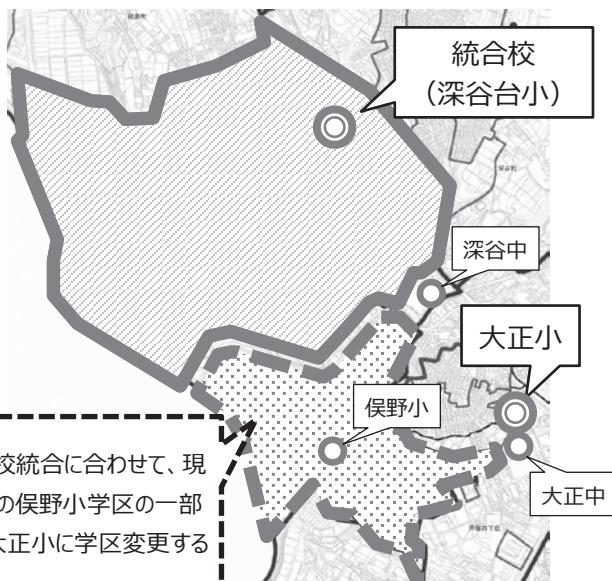
☆平成 28 年 2 月 24 日（水）午後 7 時から
大正小学校 図書室

1 はじめに

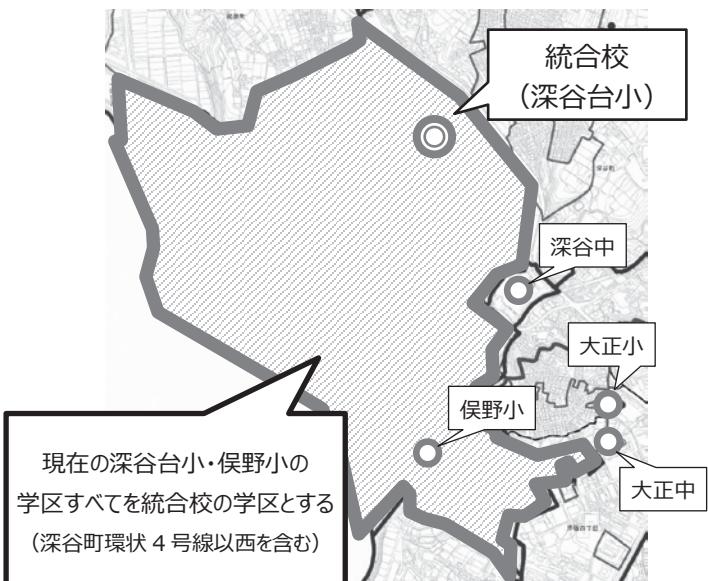
- ◇第8回検討委員会では、俣野小学校で開催した保護者説明会の様子や教育委員会等に提出されている請願書等への対応状況について、事務局から報告しました。
- ◇また、現在いただいているご意見を踏まえ、新たな通学区域の案を提示するとともに、検討委員会宛てに提出された請願書の対応について検討を行いました。

- 統合後の通学区域は、3つの案をそれぞれの自治会等に持ち帰って検討し、
次回の検討委員会で意見を取りまとめてこととなりました。
- 検討委員会宛てに提出された請願書への対応について審議しました。

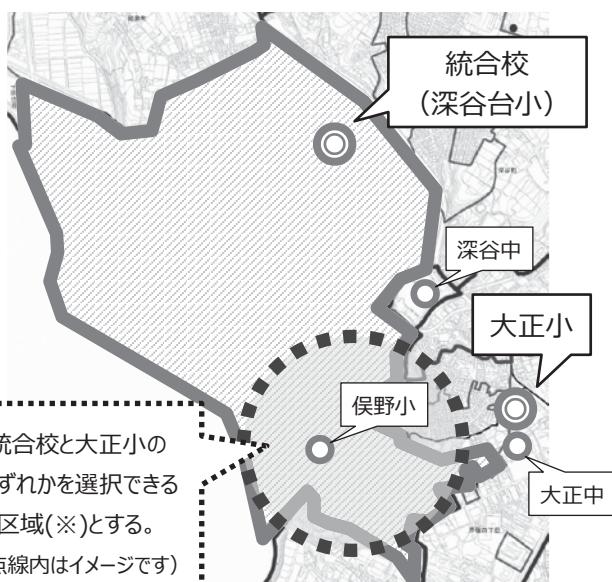
【案 1】 当初事務局案



【案 2】 深谷台小+俣野小



【案 3】 案 2 を基本に、一部を選択できる学区とする



- 【案 3】で学区の一部を「特別調整通学区域」とすることを提案しましたが、この案を採用する場合に、『どの範囲を特別調整通学区域とするか』は、それぞれの自治会等のご意見を伺い、検討します。

(※) 学校を選択できる区域とは（特別調整通学区域）

- 横浜市では、住所から就学する学校を指定する「通学区域制度」を採用していますが、「特別調整通学区域」では、複数の学校の中から就学する学校を選択することができます。

2 事務局からの報告事項

(1) 俣野小 保護者説明会の開催報告（平成 28 年 2 月 22 日 俣野小学校 多目的室）

俣野小学校で開催した保護者説明会の様子を報告しました。

保護者・地域の方にお集まりいただき、事務局から「学習面、行事面等、児童数が増えるとできること」、「小規模校の課題」、「これまでの検討経過」について説明しました。

参加者の方からは、「大正地区の小学校が、いずれも小規模校化するのであれば、なぜ俣野小だけが統合されるのか。」、「学校が小規模化するたびに何度も統合を実施するのか。」などの意見があり、学校規模適正化の必要性や今後の計画についてご説明しましたが、学校統合に反対される方のご理解は得られませんでした。

一方で、「地域では様々な噂があるため、本当に平成 29 年度に統合校を開校するのかはっきりしてほしい」というご意見がありました。このことについては、① 学校規模の適正化を進めることは本市教育行政の基本施策となっていること、② 検討委員会において「俣野小の一般学級の児童数が 120 人を下回った翌々年度に学校統合を実施する」という判断がされていることから、事務局として、平成 29 年の統合校開校に向けて最善の努力をすることをご説明しました。

(2) 教育委員会等への請願等に対する報告

請願書等に対する回答の考え方について説明しました。

① 「学校統合をやめるべき」という請願について

当該地区の小規模校対策については、現在、教育委員会から横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問しています。そのため、教育委員会では、当検討委員会からの答申を受けてから小規模校対策を検討します。

② 国における学校規模の考え方について

平成 27 年に文部科学省が策定した『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き』には、義務教育段階の学校は「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要」なため、「一定の学校規模を確保することが重要」であることや、今後の教育として「学級の児童生徒数があまりにも少ない場合…新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になる」ことが記載されています。

横浜市でも『横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針』において、12~24 学級を適正規模としており、国・横浜市ともに一定の学校規模を確保することが重要と考えています。

③ 2 年間の休会中の状況変化に関する見解について

国の「6 学級以下の小学校」についての考え方や、横浜市の「学校規模の適正化」についての考え方の基本的な内容は、休会の前後で変わっていません。

また、大正地区における新たな住宅建設については、深谷台小や大正小の通学区域内で一定規模の住宅建設が見込まれますが、俣野小の通学区域は大部分が宅地等の開発を抑制する「市街化調整区域」となっているため、基本的に大規模な住宅が建設される予定はありません。

⇒ このため、検討委員会におけるこれまでの判断が覆るような状況の変化はないと考えています。

3 通学区域について

これまでいただいたご意見を踏まえ、事務局から3つの案を提示しました。（1頁の地図）

| 統合後の通学区域案 | 提案理由 | 課題 |
|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 【案1】 当初事務局案 | 通学距離を考慮して一部区域を大正小の学区とする。 | 現在、俣野小に通学する児童が、統合校と大正小に分かれる。 |
| 【案2】 深谷台小+俣野小 | 俣野小の児童全員が統合後も同じ学校に通学することができる。 | 学区の南側に居住する児童の通学距離が長くなる。 |
| 【案3】 案2を基本に、一部を選択できる学区とする | 統合校への通学を基本に、一部の区域からは大正小を選択できる。 | 同じ地域・自治会から別々の学校に通学することがある。 |

4 検討委員会での主な質問・発言

（★委員 →事務局）

※同じ数字は同じ委員からの発言

★1 統合後の通学区域の【案2】と【案3】は説明会などで出た意見を踏まえたものですか？

→ はい。第6回検討委員会で提案した【案1】は、学校への通学距離は短くなりますが、「俣野小に通学する児童が統合校と大正小に分かれてしまう」というご意見をいただいています。一方で、これまでの検討委員会のなかでは、一部の地域からは大正小に通学したいというご意見もいただいているので、【案2】と【案3】を新たに提案させていただきました。

【案3】については、「通学する学校を選択できる区域」を1つの目安として提示していますので、例えば、「もう少し広い方が良い」などのご意見があれば、そのようなご意見を踏まえて議論をしていただければと考えています。

★2 【案3】の「通学する学校を選択できる区域」は、通学する学校を保護者の方が選択できるということですか？

→ はい。小学校に入学する前に通学する学校を選択していただきます。【案3】は通学する学校を選択できるというメリットがありますが、自治会や子ども会の活動が行いにくくなる場合があります。

★3 現在、俣野小には学区外から通学している児童がいますが、学区外から通学している児童にはどのような配慮ができるのですか？

→ 学区外から俣野小に通学している児童については、個別に校長と相談をさせていただきます。

★3 中学校の学区によって、小学校を選択される保護者の方が多いのではないかと思います。

→ 中学校の学区についても、この機会にご意見をいただければと考えています。

★4 【案2】では、学区の南側に居住する児童も、原則として統合校に通学することになります。「統合校が遠い」という理由だけでは、大正小に通学できませんのでご理解ください。

★5 3つの案について、保護者の方へはどのように説明するのですか？

→ 必要があれば、それぞれの自治会等へ事務局から説明をさせていただきます。

★6 【案3】の「通学する学校を選択できる地域」は、どの自治会を想定していますか？

→ 現時点で、深谷団地・芙蓉ハイツ・ファミール戸塚・ネオポリス及び俣野町内会の南東側の一部を想定しています。俣野町内会区域にお住まいの一部の方からは、「俣野小に通学する児童が統合校と大正小に分かれてしまう」というご意見をいただいているが、一方で、統合校と比べ、大正小に近いこともありますので、ご意見があればいただきたいと考えています。

★5 次回の検討委員会で、それぞれの自治会等の意見を集約するということでいいですか？

→ そのようにしていただけるとありがたいと思っています。

★3 【案3】の「通学する学校を選択できる地域」は、学校を選択できる期間を数年間に限定するのですか？

→ 必ずしも期間を限定するものではありません。一方の学校を選択する割合が大きく偏る区域がある場合には、その区域全体で1つの学校に通学することをご提案させていただくこともあります、学校を選択する割合が一定程度分かれる場合には、原則として「通学する学校を選択できる地域」を継続します。

★7 これは感想ですが、保護者の方としては自治会ごとに学区を決めるより、家から近い学校に通学できる方が良いのではないかと思います。

★8 では、統合後の通学区域については、それぞれの自治会等に3つの案を持ち帰って検討していただき、次回の検討委員会で意見を集約したいと思います。

(検討委員会に提出されている請願書について)

現在の検討委員会の状況として、使用校舎は深谷台小学校を使用することを確認し、通学区域は事務局の案を各自治会等に持ち帰っていることや、今後、通学区域や学校名等について結論をまとめる旨の回答をすることを確認しました。

(今後の検討について)

→ 今後の検討事項として、学校名・通学安全点検がありますので、次回以降に検討していただきます。

平成29年4月の統合校開校に向けては、学校条例の改正のため、市議会の議決をいただく必要がありまますので、遅くとも夏頃までに意見書を提出していただくことになります。また、これらの検討に並行して、関係校の交流授業などを行いたいと考えています。

★2 学校名は、深谷台小と保野小の関係者を中心に、仲良く話をして決めることが一番大事だと思います。

学区の検討と合わせて、しっかりと話ができる環境を作っていただき、議論に参加していただければと思います。

★1 検討委員会での議論がこの段階にあることを、地域に持ち帰って、しっかりと説明しましょう。

★9 まさにそのとおりで、統合校の開校に向けた議論を進めなければなりません。議論が遅れると、最終的に子どもに負担を与えることになってしまいます。

(その他)

★10 一部の保護者の方からは、「いま本当に学校統合を進めるべきなのか」という意見もあります。

→ 統合校の開校に向けては、より多くの方の理解を得る必要があると考えています。保護者の方には、引き続き、今の学校の状況や学校統合の必要性をご説明させていただきたいと考えています。

★9 保野小の良さは私もよく知っていますが、統合する深谷台小にも素晴らしいところがたくさんあります。保野小だけでは得られないものが、深谷台小にもあるということを分かっていただきたいです。統合すると今まであった良いところがすべて消えてしまうのではなく、今ある保野小の良さを統合校に引き継いでいただければと考えています。

【次回日程】 第9回「深谷台小学校・保野小学校」通学区域と学校規模の適正化等検討委員会

平成28年3月24日（木）19時から

「深谷台小学校・保野小学校」通学区域と学校規模の適正化検討委員会では、皆様からのご意見を受け付けております。FAXかEメールで、事務局（学校計画課）までご連絡ください。

「深谷台小学校・保野小学校」通学区域と学校規模の適正化検討委員会事務局（学校計画課）

電話：045-671-3252 FAX：045-651-1417 Eメール：ky-totsuka@city.yokohama.jp

「深谷台小学校・保野小学校」通学区域と学校規模の適正化検討委員会の経過、横浜市の基本方針等はインターネットでも見ることができます。

「深谷台小学校・保野小学校」通学区域と学校規模の適正化検討委員会

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/shoukibo/>

横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/kyoiku-info/gakku-houshin.html>